

評価軸④-1

文化財の保存又は活用に関する事項

		評価対象年度	令和2年度
項目		現在の状況	
文化財の調査及び指定・登録について		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

計画に記載している内容
 未指定文化財の調査・把握を進め、その成果等から、京都市の歴史・文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録するほか、国指定・登録・選定への意見具申等を行うことで保存活用に努める。(以下削除)

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・令和2年度は文化財の新指定7件、追加指定1件。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

おおむね計画どおり進捗しているため、引き続き、計画に沿って進めていく。

状況を示す写真や資料等

令和2年度京都市指定文化財

【建造物】



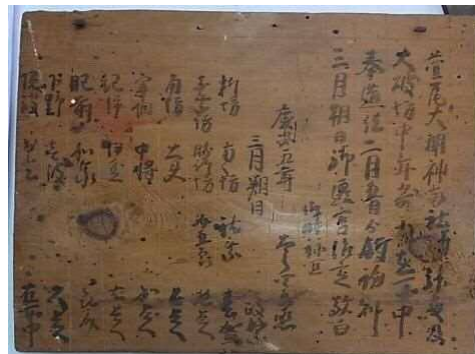
心城院岸駒堂



徳正寺



長尾天満宮



萱尾神社(附) 木札等(追加指定)

評価軸④-2

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和2年度
文化財の修理, 防災防犯対策, 周辺環境の整備		現在の状況 <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容

- ・本市所有又は管理の指定・登録文化財は府の協力を得ながら, 本市の文化財保護技師が行う。
- ・京都市指定・登録文化財は修理等の指導・助言を行うとともに, 修理等の費用の一部に補助を行う。
- ・伝統的建造物群保存地区内の建造物及び環境物件について, 修理・修景等の費用の一部に補助を行う。
- ・京都市域内の国宝・重要文化財への防災設備の設置は, 国庫補助事業として国や府と連携しながら進める。また, 市指定文化財については, 防災設備設置への助成制度により防災事業を進める。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- ・京都市指定登録文化財(建造物)の修理事業として, 毘沙門堂 など, 令和2年度中に12件(一般の修理)の修理事業を実施。【再掲】
- ・令和元年のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ, 本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について, 「自動火災報知設備」の設置・更新, 「防犯カメラ」の設置等に対する補助金を拡充するとともに, 「消火器」の設置について補助し, 防災対策を重点的に強化している。令和2年度中に5件の補助を実施。
- ・伝統的建造物群保存地区内における修理・修景助成: 14件【再掲】
- ・夏の文化財防火運動(7月12日から18日まで)及び文化財防火運動(1月23日から29日まで)期間中に, 文化財関係社寺等において19件の訓練を行うとともに, 文化財市民レスキュー体制の育成指導を31回行った。(新型コロナウイルス感染対策のため例年と比較し減少した。)
- ・周辺環境の整備については, 歴史的風致形成建造物新規指定8件, 景観重要建造物新規指定3件を行った。【再掲】

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	文化財を保全するためには, それ自身の保存のみでなく, 周辺環境の保全・整備が不可欠であるため, 景観保全施策・まちづくりに関する施策・文化財保護施策・防災施策等, 様々な施策を協同して進められるよう, 関連部署の連携を図っていくことが必要。

状況を示す写真や資料等

文化財の修理等(市指定文化財の修理)



市指定文化財・毘沙門堂 修理前



市指定文化財・毘沙門堂 修理後

伝統的建造物群保存地区における修理・修景



修景前(塀等修景工事)



修景後(塀等修景工事)

周辺環境の整備

・令和2年度新規指定件数 歴史的風致形成建造物:28件, 景観重要建造物:5件



太田喜二郎邸(景観重要建造物)



佐々木能衣装(歴史的風致形成建造物)

防災事業



防火訓練(醍醐寺)

評価軸④-3

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和2年度
文化財の保存及び活用の普及啓発について		現在の状況 <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容 市民参加によって文化財の保存・活用が図られる仕組みづくりを進める。
 国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大する。【頁6-8】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和2年度に6名の文化財マネージャーを登録。また、令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、文化財マネージャー育成講座は一部次年度へ延期したが、文化財マネージャーの全員を対象としたスキルアップ研修はオンライン形式で実施した。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

文化財マネージャーのスキルアップを図る必要がある。スキルアップの研修や登録後の活動において連携を図ることにより、スキルの向上を目指す。

状況を示す写真や資料等

●文化財マネージャー講座

- ・文化財マネージャー育成講座の開催:全14回
- 令和2年1月～(令和3年度中に修了予定) 育成講座受講生:36名
 (令和2年4月下旬～7月は次年度延期)



・文化財マネージャースキルアップ研修の開催

開催日: 令和2年10月, 11月, 令和3年2月(計3回)

参加者: 延べ77名

開催方法: オンライン形式にて開催

内容:

- (第1回) 文化財マネージャーの活動事例に学ぶ講座「西舞鶴での文マネ修了者の活動(若の湯, 宰華庵)」
- (第2回) 文化財マネージャーの活動事例に学ぶ講座「京終駅舎と京終地区のまちづくり」
- (第3回) 歴史ある建物等の防災

評価軸④-4

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和2年度
京都市文化財保存活用地域計画の作成		現在の状況 <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容

市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。

今後は、平成31年3月に京都市文化財保護審議会から出された「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方」についての答申を受けて、これまで京都市が取り組んできた「京都を彩る建物や庭園」、「京都をつなぐ無形文化遺産」、「まち・ひと・ところが織り成す京都遺産」などの独自の維持継承の取組を踏まえ、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく文化財に加え、人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のもの全てを京都文化遺産と位置づけ、維持継承を図っていくことが求められている。

また、文化遺産の調査・研究や必要な修理を行い、後世に引き継いでいく「保存」と、文化遺産の価値を多くの人が共有できるように発信、公開する「活用」とをバランスよく行うことにより、保存のための資金の確保や、担い手の確保、伝統技術の継承につなげ、文化財の価値を未来に伝えていく「保存と活用の好循環」が求められている。【頁6-1】

これらを踏まえ、地域社会総がかりで文化財を継承していくことを目的に改正された文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の作成を進めることにより、今後の文化財の保存と活用にかかる基本的な方針を示すこととする。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

地域の文化遺産をまちづくりに活かしつつ、総合的に保存活用を図るとともに、市民をはじめ、京都に関わる多くの人の力を借りて、持続可能な文化財保護につなげていくため、京都市文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでいる。

＜検討の経過＞

- ・「これからの京都市の文化財保護の在り方について」(京都市文化財保護審議会答申)の提出(平成31年3月)
- ・シンポジウム「文化財の保存と活用を考える」を開催(令和元年10月23日)
文化財所有者等約70名が参加
- ・市民、所有者の意識調査、研究者、企業等へのアンケート調査の実施(令和元年12月19日～令和2年1月15日)
市民1144人、所有者181件、研究者63人、博物館23館、企業・団体:49団体、自治体34団体から回答
京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査報告書のとりまとめ
- ・京都市文化財保護審議会地域計画部会による意見聴取(令和元年11月6日、令和2年1月29日、令和2年3月27日)
京都市の概要、文化遺産の概要、歴史文化の特徴、文化遺産の保存活用の方針について意見を聴取
- ・京都市文化財保護審議会地域計画部会(第4回)による意見聴取(R2.7.21)。

地域計画の序章から第4章(方針)までの部分を検討。市民と協働して進めていく表現を取り入れるべきとの意見等が得られた。

- ・京都市文化財保存活用地域計画中間案の取りまとめ(R2.11)
- ・地域計画部会での審議を踏まえ、序章から第4章(方針)までの部分を中間案として取りまとめた。
- ・文化財保護課50周年記念シンポジウム「文化財保護の新たな挑戦」の開催(R2.12.4)
(参加者:来場80名、オンライン69名)
- ・パブリックコメントの実施(R2.11.12～R2.12.11)
意見書数110通、意見数194件。今後取り組むべき提案等が寄せられた。
- ・京都市文化財保護審議会地域計画部会(第5回)による意見聴取(R3.1.14)。

地域計画の第5章(具体的措置)及び第6章(推進体制)について議論。今後10年間で目指す姿を明確にするようにとの意見が得られた。

- ・京都市文化財保護審議会における意見聴取(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面決議R3.2.12～2.26)

計画に、市民一人一人が京都文化遺産の維持継承に取り組んでいくための環境整備を進めるようにとの意見を受けた。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

おおむね計画どおり進捗しているため、引き続き、計画に沿って進めていく。

状況を示す写真や資料等



文化財保護課50周年記念
シンポジウムの様子



シンポジウム開催に係る新聞記事(京都新聞(令和2年12月8日))

評価軸④-5

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和2年度
「京都の文化的景観」の保存活用		現在の状況 <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容

文化的景観としては、本市では、平成27年10月に「京都岡崎の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定された。一方、京都の景観は、豊かな自然遺産と悠久の歴史遺産を骨格として守りながら、地域ごとの暮らしに応じた特色ある景観と、さらには全体としての京都らしい景観とを生み出してきたものであり、常に本物を追求しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、時代とともに創造的に発展させながら、受け継がれてきたものであり、その全てが文化的景観であると言える。

このため、市域全体に係る「京都の文化的景観」調査報告書(令和2年3月刊行予定)を受けて、文化財保護政策と景観政策との一層の連携を図りながら、文化遺産を大切にしまちづくりとして一体的に政策を推進していく必要がある。【頁6-2】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

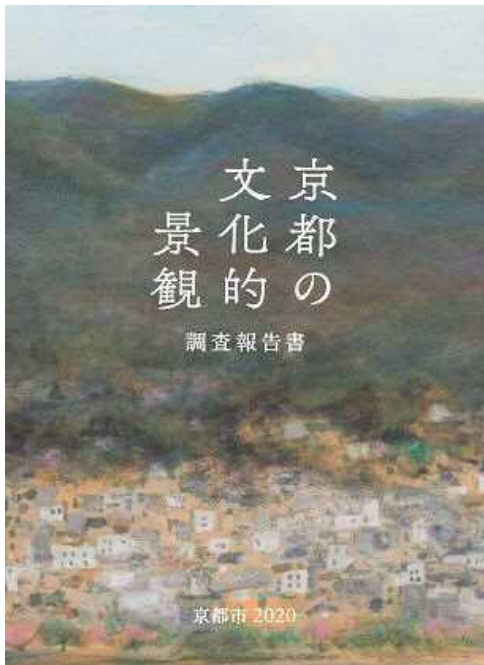
平成27年度から令和元年度にかけて、京都市内全域を対象とした文化的景観の調査を実施し、令和2年3月には「京都の文化的景観」調査報告書を刊行した。
 調査では、市内の特色ある地域を悉皆調査しリスト化するとともに、文化的景観の要素が顕著な地域について、その地域の特色を示し、地域らしさを守るための措置を考える基礎資料をまとめた。
 また、京都の全体と部分それぞれの特性を示し、その関係性を明らかにすることによって都市の文化的景観を読み解く方法論の一例を示した。
 令和2年度には市民一人一人が地域らしさを見つけるための一助となることを目指し、上記調査報告書の簡易版小冊子として「地域のみかたー京都の身近な風景からひもとく地域らしさ」を発行した。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

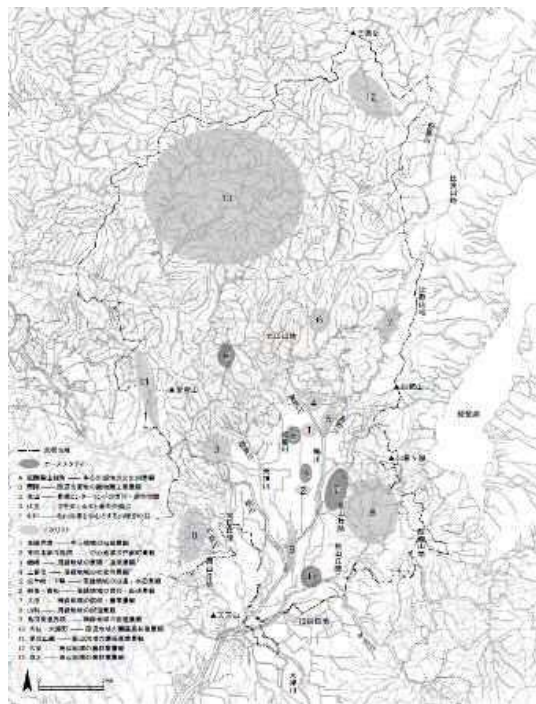
計画どおり進捗している
計画どおり進捗していない

今後、文化的景観を景観政策やまちづくり政策に活かすことで地域の魅力づくりまで発展させることが求められる。

状況を示す写真や資料等



京都の文化的景観調査報告書



ケーススタディ・2次リストの位置図

評価軸⑤-1

効果・影響等に関する報道

報道等タイトル	評価対象年度	
	年月日	令和2年度
二条城オンライン など	令和2年5月13日	京都新聞, 朝日新聞, 読売新聞
京の文化遺産9割「誇りに思う」	令和2年5月14日	京都新聞
葵祭, 行列なき祈り	令和2年5月15日	京都新聞
雨水を浸透 まちなかの庭	令和2年5月17日	京都新聞
観光地活気遠く	令和2年5月24日	京都新聞
嵯峨嵐山観光打開へー丸 など	令和2年6月4日	京都新聞
新たな京都観光へアドバイザーチーム	令和2年6月9日	京都新聞
山科区の歩み冊子に など	令和2年6月12日	京都新聞
美しい嵯峨嵐山清掃活動 など	令和2年6月18日	京都新聞
「京の七夕」中止願い事は募集 など	令和2年6月20日	京都新聞
新選組屯所隣にマンション計画 など	令和2年6月23日	京都新聞, 毎日新聞
送り火今年は点だけ など	令和2年6月28日	京都新聞, 朝日新聞
宵山の風情見られず	令和2年7月3日	京都新聞
「伏見頑張れ」で十石船半額 など	令和2年7月12日	京都新聞
火災から文化財守れ! など	令和2年7月14日	京都新聞, 産経新聞
西陣マスク付け心地軽やか	令和2年7月16日	京都新聞
国の文化審選定保存技術「能装束製作」 など	令和2年7月20日	京都新聞, 朝日新聞
鞍馬の火祭中止	令和2年7月27日	京都新聞
下河原町通 石畳風に	令和2年7月29日	京都新聞
VRで京を修学旅行 など	令和2年8月7日	京都新聞
五条大橋清掃続け愛着	令和2年8月31日	京都新聞
嵐山まちづくり協「景観づくり計画書」市認定	令和2年9月2日	京都新聞
京の観光地久々人出	令和2年9月22日	京都新聞
琵琶湖疎水船秋感じて	令和2年9月25日	京都新聞
右京の11・12月祭りに合わせオンライン開催	令和2年9月26日	京都新聞
京都初の人気都市1位 など	令和2年10月8日	京都新聞
西本願寺さい銭電子決済導入 など	令和2年10月10日	京都新聞
八坂神社本殿国宝に など	令和2年10月17日	京都新聞
「伏見港」舟運復活も期待	令和2年10月29日	京都新聞
2020愛されている街・駅1位	令和2年11月5日	京都新聞
東山名所チームで巡る ロゲイニング など	令和2年12月6日	京都新聞, 読売新聞
「京都文化遺産」を新定義 など	令和2年12月8日	京都新聞
元新道商・歌舞練場跡地活用	令和2年12月9日	京都新聞
京の屋外広告物安全策強化	令和2年12月11日	京都新聞
VRで深草の寺社・名所巡って など	令和2年12月12日	京都新聞
平安京大路横切る水路 など	令和2年12月18日	京都新聞
京都観光未曾有の窮地	令和3年1月23日	京都新聞
京都市指定・登録文化財に答申 など	令和3年1月26日	京都新聞, 朝日新聞
杉本家住宅大根150年ぶり	令和3年3月2日	京都新聞
チマキザサ群生よ再び など	令和3年3月2日	京都新聞

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

京都市の歴史まちづくりに関する取組を報道機関に取り上げられることにより、市民への普及啓発となった。
 新型コロナウイルス感染拡大前は、観光客増加による市民生活への影響が懸念される記事が多かったが、感染拡大後はその状況が一転し、今後の対応が喫緊の課題となった。

■計画の進捗に影響あり
□計画の進捗に影響なし

報道に取り上げられた取組は、その意見を踏まえながら各施策に活かせるよう検討を行う必要がある。

状況を示す写真や資料等



●山鉾建ても今年は中止(新型コロナウイルス関連)
(令和3年7月3日/京都新聞掲載)



●「京都文化遺産」を新定義
(令和3年12月8日/京都新聞掲載)



●送り火今年も点だけ(新型コロナウイルス関連)
(令和3年7月28日/京都新聞掲載)



●国の文化審議選定保存技術「能装束製作」
(令和3年7月20日/京都新聞掲載)

評価軸⑥-1
その他(効果等)

評価対象年度 令和2年度

項目

歴史的風土の保存・再生

計画に記載している内容

- ・「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内の現状変更不許可となった土地の所有者から買入れ申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものに対して買入を実施。
- ・歴史的風土特別保存地区内において歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備。
- ・古都法第12条に基づき、買入地の歴史的風土を維持保存するため、適正に管理する。【頁7-43】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

【土地買入事業】

約0.46haの買入れを実施。(歴史的風土特別保存地区指定面積は約2,861ha, 昭和42年度からの買入地の総計は令和2年度末で約287.1ha(指定面積の約10.0%))

【施設整備事業】

小倉山地区内において森林整備を実施(約1.5ha)
北嵯峨・西賀茂地区内において管理道整備を実施(約700m)

【維持管理事業】

- ・買入地において樹木の剪定、除草、立入防止柵の修繕、清掃等を実施。
- ・病害虫による被害木の伐倒駆除等(令和2年度末実績:松くい虫被害木駆除26本, カシノナガキクイムシ治療・脱出防止・未然防止対策・伐倒駆除72本)を実施。
- ・使用許可や無償管理協定等の契約により植生等管理や施設管理を行っている。

以上の取組により、歴史的風土の保存と再生が図られた。

進捗状況 ※計画年次との対応 実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画の進捗に影響あり
□計画の進捗に影響なし

「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森林整備を推進していくために、小倉山及び上賀茂本山における森林再生等の取組等とおして活動に関わる組織づくりや活動を支える人材育成のあり方などを検証・構築し、森林景観づくりの輪を三山全体に広げ、全市的な森林景観づくりの機運を高めていく。

状況を示す写真や資料等



北嵯峨地区における管理道整備(施設整備事業)



清水地区における除草作業(買入地維持管理)

項目

日本遺産認定【京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 ～舟に乗り、歩いて触れる明治のひととき】

計画に記載している内容 琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。【頁7-47】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

琵琶湖疏水で遊覧船に乗り、疏水沿いを歩いて触れられるのは、明治の偉業から生まれた、京都と大津の知られざる魅力である。明治の時代に、京都の人々は、多くの困難を乗り越え、琵琶湖疏水の建設を成し遂げ、豊富な水が経済、産業、文化などを発展させた。そして、京都を再生と飛躍に導き、現在のまちの姿を形づくった琵琶湖疏水は、今も京都大津を繋ぎ、まちと暮らしを潤し続けている。
 この琵琶湖疏水に関するストーリーが、京都における近代化を象徴するものであり、日本の魅力を内外に十分に伝えるものとして高く評価され、日本遺産に認定された。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

- 計画の進捗に影響あり
- 計画の進捗に影響なし

琵琶湖疏水に関連する史跡、建造物、名勝等の維持保全を図っていく。

状況を示す写真や資料等



四季折々の表情を見せる琵琶湖疏水と「びわ湖疏水



旧御所水道ポンプ室(国登録有形文化財)



ストーリーを構成する名所・史跡

評価対象年度	進行管理・評価: 令和2年度
・法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称: 令和3年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議	
会議等の開催日時: 令和3年6月21日(月)15:30~17:00	
(コメントの概要)	
<p>1)京町家の保全・継承に関する取組 (②-2):地区指定数、個別指定京町家数及びマッチング実績を数値で示してはどうか。評価の記述も充実しており、計画通りに進捗しているのであれば、「状況を示す写真や資料等」を掲載すること。</p> <p>2)横断防止柵への間伐材活用事業(③-5):京都府産材「みやこ杉木」の活用がわかる記載にすること。</p> <p>3)観光案内標設置事業(③-6):設置場所や設置数を記載してはどうか。</p> <p>4)名勝円山公園再整備(修復)事業(③-10):状況を示す資料が地図(図面)では、どのような整備をしたのか状況がわからないため、整備後あるいは整備前後を比較した写真を掲載した方がいいのではないか。</p> <p>5)名勝無鄰庵庭園の整備(③-14):対応方針の「本格改修に向けた財源確保のため入場料値上げ」は、本格的修理工事に見合う財源確保に繋がるのか、対応方針の記載としていいのか疑問である。</p> <p>6)歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)(③-20):修理前後の写真は、違いがわかるものを掲載すること。</p> <p>7)京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業(③-26):クラウドファンディング自体の運営方針に関する事前の検討等を進めていることを記載してはどうか。「計画どおりに進捗している」のであれば、事実を報告したうえで、より積極的な評価に繋がる記述が必要ではないか。</p> <p>8)全体的な取組に関するコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に計画どおりに進捗しており、着実に取り組みが推進されていることがよくわかる。 ・歴史的風致を捉える意味で「線」として道・街路についてもより包括的に、その整備を考えるべきである。四条通の歩道拡幅のような大胆な整備もあるが、石畳風の舗装や無電柱化など、さまざまな整備が並行して実施されようとしているが、京都の風致に相応しい道路整備には何を優先させ、どのような手法を使うのかについて整理して示す必要があり、道路整備の指針を示すことが必要なのではないか。 ・橋の整備についても、とりわけ橋梁デザインについての指針が示されてもよいのではないか。鴨川、高野川、加茂川にかかる橋梁は、京都の風致・景観にとってきわめて重要な意味を持つものと考えられる。京都の風致に相応しい改修の指針が求められると考える。 ・エリアマネジメントや花灯籠などの官民による地域連携の事業は、歴史的風致の維持を地域が自覚的・主体的に取り組むという意味で、きわめて重要な意味を持つものと考えられる。こうした取り組みをさらに拡充させるため、どのような計画が必要になってくるのか、さらにその見通しについても示す必要がある。 	

(今後の対応方針)

- 1) 地区指定数等の内容を追記する(京町家保全・継承推進事業(③-29)を追記)。R3年度は、状況を示す写真・資料を掲載する。(※評価シート②-2修正あり)
- 2) 府内産木材「みやこ杉木」の活用に関する文言を評価シートに追記する。(※評価シート③-5修正あり)
- 3) 観光案内標の設置場所や設置数を追記する。(※評価シート③-6修正あり)
- 4) 整備後の写真を追記する。(※評価シート③-10修正あり)
- 5) 対応方針の財源確保について、コロナ禍の影響も踏まえ記載内容を修正。(※評価シート③-14修正あり)
- 6) 塗装工事に対する補助を実施した。修理前後の写真での比較がしづらいため、工事内容を追記する。(※評価シート③-20修正あり)
- 7) 再度制度の見直しを検討する。
- 8) 道路整備事業や地域連携事業等の取組が、より歴史的風致に相応しい取組となるよう、歴史的風致維持向上計画の見直しや各取組の検討を進めていく。